

鳥取県新たな水田農業の収益性向上対策事業補助金の事務手続き

1. 交付申請提出 (知事が定める期日まで)

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

○着手届を提出する場合は下記提出先に郵送又は持参してください。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告後、事務調査にて内容が確認でき次第、補助金を交付します。

概算払を行う場合は「概算払い通知」に記載の時期に全額概算払いします。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部・農業振興局生産振興課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

0857-26-7649 seisanshinkou@pref.tottori.jp